

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月21日

分任支出負擔行為担当官

四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 森田 真治

1. 工事概要

- | | |
|--|---|
| (1) 工 事 名 | 高知港三里地区防波堤（南）等工事（その（２））
（電子入札対象案件・電子契約対象案件） |
| (2) 工事場所 | 高知県高知市仁井田4566-1（住友大阪セメントヤード） |
| (3) 工事内容 | 防波堤（南）
消波工 1 式
防波堤（東第一）
消波工 1 式
仮設工 1 式 |
| (4) 工 期 | 契約締結日から令和9年3月15日まで |
| (5) 本工事は、配置予定技術者の施工経験及び企業の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型）（チャレンジ型））の適用工事である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令 第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準が設定されている工事（予定価格が 1,000万円を超える工事）においては、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。 | |
| (6) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び確認資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の承諾に関しては、四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 総務課に承諾願を提出して行うものとする。 | |
| (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。 | |
| (8) 本工事は、申請書の受領通知を受けた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。 | |
| (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の対象工事である。 | |
| (10) 本工事は、入札時に確認資料及び工事費内訳書の提出を求める工事である。 | |
| (11) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、高知港湾・空港整備事務所のホームページにより公表する。 | |
| (12) 本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。 | |
| (13) 本工事は、見積参考資料開示時に発注者が想定している概略工程表を開示する工 | |

事である。

- (14) 本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事实績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。
- (15) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。
- (16) 本工事は、賃上げに関する評価を行う工事である。
- (17) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (18) 本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。
- (19) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- (20) 本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- (21) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
- (22) 本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。
- (23) 本工事は、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち、「港湾土木工事」の「B等級」に決定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年4月1日以降かつ確認資料の提出期限の日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、

経常建設共同企業体においては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該施工実績が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（北海道開発局及び沖縄総合事務局発注工事においては、港湾空港関係に限る）である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・コンクリート製プレキャスト部材を製作した工事（工場製作を除く）

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（下請契約の合計額が5,000万円未満の場合は監理技術者を配置しなくてもよい）を当該工事に専任（請負額が4,500万円未満の場合は専任しなくてもよい）で配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）を置く場合には(13)のとおり配置できること。また、監理技術者補佐を当該工事現場毎に当該工事に専任で配置できること。

- ① 国家資格者等、実務経験又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成23年4月1日以降かつ確認資料の提出期限の日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した(4)の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が施工経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

なお、その施工経験が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（北海道開発局及び沖縄総合事務局発注工事においては、港湾空港関係に限る）である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴を有する者であること。
- (6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管 第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 上記1. に示した工事に係る当該事務所における発注者支援業務の受注者（予定者を含む。また、設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元並びに出向元を含む。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (10) 高知港湾・空港整備事務所の管轄区域（高知県）内に建設業法上の本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるも

のとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 四国地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注した港湾土木工事のうち、元請けとして令和6年4月1日以降に完成した工事がある場合には、当該工事に係る工事成績評定点合計の平均が過去2年度間連続で60点未満でないこと。

(13) 本工事において、専任特例2号の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

①建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の求める技術検定種目と同じであること。

③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（確認資料の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあること。

④同一の専任特例2号を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤専任特例2号が兼務できる工事は下記に示す地域内の工事でなければならない。

・高知港地域内（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町及び四万十町）

⑥専任特例2号は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧専任特例2号が担う業務等のうち、監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

①配置予定技術者の評価

・CPD（継続教育）の実績、施工経験の有無

②基本企業の評価

1) 企業の施工実績の評価

・施工実績の有無

2) 社会性の評価

・事故、不誠実な行為

③ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無

④賃上げに関する評価

- ・従業員への賃金引上げ計画の表明書の有無
- ・減点対象の企業

⑤施工体制評価

- ・品質確保の実効性
- ・施工体制確保の確実性

(2) 落札者決定方法

入札参加者は、価格及び確認資料をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、(3)によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

- ①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ②確認資料の内容が適切であること。
- ③評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(3) 評価値の算出

評価値は次の式により算出する。各項目の評価基準及び得点等の詳細については、入札説明書による。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

①標準点

(2) ①から②の要件を満たす者に対し 100点の標準点を付与する。

②加算点

加算点＝(a)＋(b)

(a) (1) ①から③の評価項目を評価基準に従い配点し、その評価点満点に対する獲得評価点の割合に応じて加算点を付与する。（最大30点）

(b) (1) ④の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大1点）

③施工体制評価点

予定価格が 1,000万円を超える工事においては、(1) ⑤の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大30点）

(4) 総合評価落札方式における加点評価の対象としない工事实績等

公正取引委員会が、平成24年10月17日に、四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事に関して行った、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令の対象等となった工事に係る企業及び配置予定技術者の工事实績等については、総合評価落札方式において、加点評価しない。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒781-0113 高知県高知市種崎874番地

(2) 入札説明書の配付期間及び方法

①配付期間：令和8年8月21日から令和8年9月17日（最終日は16時00分まで）

②配付方法：入札説明書等は、入札情報サービスにより配付する。また、書面による配付又は郵送等（着払い）による配付を希望する場合は、(1)の担当部局へ事前に申し込みすること。申し込みの期間は、①に示す配付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時00分までとする。

〔入札情報サービスアドレス〕 <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

(3) 申請書の提出期間、提出先及び方法

①提出期間：令和8年8月21日から令和8年9月3日 9時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②提出先：(1)に同じ

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。持参による提出は認めない。

(4) 入札の日時場所及び入札書及び確認資料の提出方法

入札書及び確認資料は、令和8年9月17日 14時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 総務課に郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。持参による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

開札は、令和8年10月14日 14時00分 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行高松支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行高松支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の差替えは認められない。

(5) 専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参

照。)

(6) 入札価格によっては、施工体制の確認としてヒアリングの実施及び追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約予定者の活動状況等の把握

競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所が要件を満たして入札参加し、落札者となった場合、発注者が指示する資料を契約締結までに提出すること。なお、資料の提出がない場合は工事成績を減点する場合がある。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記４．(１) に同じ。

(10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記２．(２) に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４．(３) 及び(４) により申請書、入札書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。